

第 41 回国民文化祭基本構想検討委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条 第 41 回国民文化祭（以下「大会」という。）の基本構想を検討するため、第 41 回国民文化祭基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 大会の基本構想に関すること。
- (2) その他大会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成員)

第 3 条 委員会は、知事が委嘱する委員で組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第 1 回の委員会の招集は、知事が行う。

- 2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の了解を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、高知県文化生活スポーツ部文化国際課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱は、第 41 回国民文化祭高知県実行委員会（仮称）における基本構想の承認をもって、その効力を失う。